

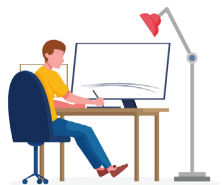
HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するために

令和3年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名でフリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインが策定されました。これにより、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法（下請法）、労働関係法令の適用関係が明らかになり、これらの法令に基づく問題行為が明確化されました。今回のHP通信では、フリーランスの概要及び労働関係法令の適用関係、労働基準法における「労働者性」に焦点を当てて解説します。



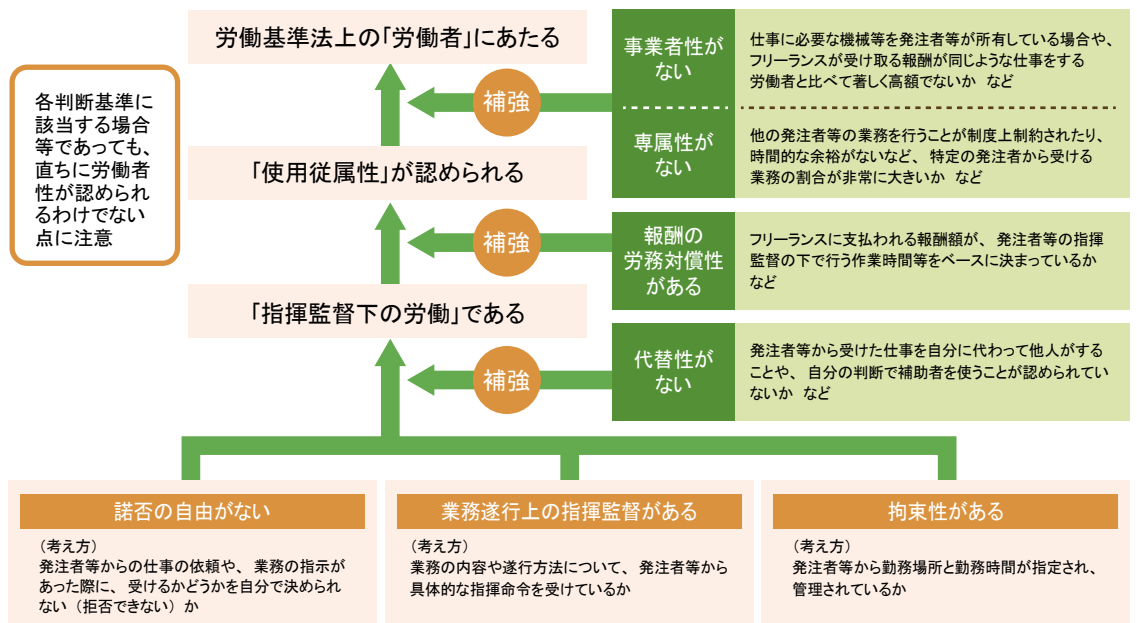
① フリーランスとは 実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者とされています。フリーランスは経験のある高齢者の就業の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加の観点からも注目されてきています。しかしながら法令規制がなければ、フリーランスが事業者と取引する際に事業者の方が優越的地位となり公正な取引ではない取引になりがちです。そのため事業者が優越的地位を濫用しないよう**独占禁止法**（全事業者が対象）や**下請法**（資本金1000万円超の事業者が対象）が適用されています。詳しくは、こちらのPDFをご参照ください。

② フリーランスへの労働関係法令の適用について フリーランスは、個人で事業を行う者であり、事業者と雇用関係のない働き方であるため、原則として労働基準法などの労働関係法令が適用されません。ただし、事業者との業務における関わり方によっては「労働者性」が認められ、**労働基準法**や**労働組合法**などが適用される場合があります。

労働基準法が適用されると雇用関係のある労働者と同じように、労働時間、賃金などのルールが適用されます。また上記判断基準に該当すると労働基準法以外にも労働安全衛生法、労働契約法等の個別の関係法令も適用されます。

以下のような実態があるフリーランスは、労働基準法における「労働者性」が認められる場合があります。※最終的には契約内容やその他要素を含めて、総合的に判断されます

労働基準法において「労働者」に当たるかは、以下のような項目を確認し総合的に判断されます。



受けた仕事をするのに非常に時間がかかるため、他の発注者の仕事を受ける余裕が全くない

報酬は「時間当たりいくら」で決まっている

発注者からの仕事は、病気のような特別な理由がないと断れない

始業や終業の時刻が決まられていて、始業に遅れると「遅刻」として報酬が減らされる

なお、労働組合法における「労働者性」の判断基準は、労働基準法の判断基準とは異なります。また、労働組合法の「労働者性」が認められても、たちまち労働基準法上の労働時間や賃金、労災などのルールが適用されるわけではありません。詳しい内容をお知りになりたい場合は、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。